○内閣府告示第三百二十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年七月十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　名張市

二　地域再生計画の名称　名張まちなか再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　名張市の区域の一部（名張地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　官民パートナーシップ確立のための支援事業（三の六）

○内閣府告示第三百二十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年七月十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　大津市

二　地域再生計画の名称　大津の歴史と文化を再発見プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　大津市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　官民パートナーシップ確立のための支援事業（三の六）

○内閣府告示第三百二十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年七月十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　京都府

二　地域再生計画の名称　世界に誇れる低炭素型都市圏・京都の構築を担う都市交通政策技術者の育成プログラム

三　地域再生計画の区域の範囲　京都府の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム（三の六）

○内閣府告示第三百二十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年七月十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　兵庫県

二　地域再生計画の名称　地域医療人材の総合的育成及び循環システムの構築を通じた地域医療再生

三　地域再生計画の区域の範囲　兵庫県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム（三の六）

○内閣府告示第三百二十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年七月十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　和歌山市

二　地域再生計画の名称　つながり力を共に育むわかやまし

三　地域再生計画の区域の範囲　和歌山市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　官民パートナーシップ確立のための支援事業（三の六）

○内閣府告示第三百二十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年七月十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　岡山県

二　地域再生計画の名称　岡山県里海保全計画

三　地域再生計画の区域の範囲　岡山県の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　官民パートナーシップ確立のための支援事業（三の六）

○内閣府告示第三百二十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年七月十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　福岡県及び福岡県遠賀郡岡垣町

二　地域再生計画の名称　公共交通ネットワークの充実による居住環境の向上

三　地域再生計画の区域の範囲　福岡県遠賀郡岡垣町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域公共交通活性化・再生総合事業（三の六）

○内閣府告示第三百三十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年七月十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　大分県

二　地域再生計画の名称　男女共同参画の視点等での人材育成によるコミュニティ再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　大分県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　官民パートナーシップ確立のための支援事業（三の六）

○内閣府告示第三百三十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第三百六十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十一年七月十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　十和田市

二　地域再生計画の名称　十和田市中心市街地再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　十和田市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第三百三十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十一年四月二十四日内閣府告示第百四十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十一年七月十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎